

建設工事請負契約書別紙（履行条項）第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について

1 対象となる工事

- (1) 筑西市発注の請負代金額 200 万円超の工事。
- (2) 実際の購入時・搬入時の各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負代金を再計算した場合に当初金額より 1 %以上変動する工事。

※ 本条項適用日前に「既済部分検査+支払」が完了している部分（部分払い）は対象外とする。ただし、適用日以後において受注者の求めに応じ、既済部分検査の合格通知に単品スライド条項の適用対象とする旨の記載があるときは、この限りでない。

※ 建設工事請負契約書別紙（履行条項）第 39 条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、単品スライド条項は適用されない。

2 対象となる主要な工事材料

- (1) 鋼材類・・・H形鋼、異形棒鋼、厚鋼、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、ダクトイル鋳鉄管、スクラップ等（ただし、非鉄金属は含まない。）
- (2) 燃料油・・・ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油

※ 適用日前に購入・搬入した資材について、部分払い等の対象になっていないものは対象とする。

※ 鋼材類・燃料油について、品目類ごとの増額分が対象工事費の 1%を超えるものを対象とする。

例) 鋼材類の増額分 1.1%、燃料油の増額分 0.8%
⇒この場合、鋼材類のみが対象となる。

3 単品スライド条項の適用手続

- (1) 申請時期

工期末の 2 月前までに受注者から請求すること。

- (2) 契約変更時期

当該工事の最終変更契約後にスライド額の契約変更を行う。

- (3) 提出書類

受注者が実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先及び搬入時期を証明する書類を提出すること。

※ 燃料油に係る証明書類が揃わない場合でも、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、単品スライド条項の適用を認めるものとする。

4 スライド額の計算で用いる単価

- (1) 鋼材類・・・現場に搬入した月の実勢価格

複数回に分けて購入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均する。

- (2) 燃料油・・・購入した月の実勢価格

複数回に分けて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均する。

ただし、月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中各月の平均とする。

5 スライド額の計算で用いる対象数量

- (1) 設計図書に記載された数量
 - (2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
 - (3) 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量
- ※ (1)、(2) の数量は最終的な変更契約後の数量

6 スライド額 (S) の計算

$$\begin{aligned} & \text{鋼材類}\{\text{搬入月の実勢価格}-\text{設計時点での実勢価格}\}\times\text{対象数量} \\ +) & \text{燃料油}\{\text{購入月の実勢価格}-\text{設計時点での実勢価格}\}\times\text{対象数量} \\ -) & \text{対象工事費の1\%相当額} \\ \hline & \text{スライド額 (S)} \end{aligned}$$

※ 受注者が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計、燃料油の購入代金合計の方が実勢価格で算定した額より低い場合は、実際の購入代金を用いて計算する。

※ 対象工事費とは最終的な変更契約後の請負代金額

7 その他

- (1) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の変更を行うものではない。
- (2) 今回の単品スライド条項の適用は、当面の間の暫定処置であり、恒久的措置ではない。
- (3) 運用基準の詳細は、「国土交通省 工事契約書第 25 条第 5 項 (単品スライド条項) 運用マニュアル (暫定版)」を準用する。
- (4) 単品スライド条項の適用手続については、別紙様式によるものとする。